

## 公契約条例と最低賃金引き上げで 地域経済活性化を (上)

本稿は、2018年6月16日(土)に、北海学園大学 3号館4階41番教室にて開催された札幌公契約条例シンポジウム(公契約条例シンポジウムInSapporo「まともな賃金とまともな仕事を！」)で行った講演録です。紙幅の都合で当日の報告を、公契約条例を中心に再構成しました。講演でふれている元データ・原稿などの出所を記載しました。(注・2回に分けて紹介します)



### 本日の集会を公契約運動再活性化の契機に

本日はお忙しい中、多数のご参加をいただき、本当にありがとうございます。

ここ札幌市における公契約条例の制定運動

を振り返ってみますと、<sup>\*1</sup>2012年の第1回定例会で公契約条例案が札幌市から議会に提案されました。本日もお越しいただいています伊藤誠一弁護士を代表にして、労働組合、弁護士、研究者らで「札幌市公契約条例の制定を求める会」を立ち上げ、運動を開始し、条例案が翌年2013年の秋に否決された後も、活動を続けてきました。2016年には、なくそう！官製ワーキングプア北海道集会を開催し、今年は、その第2回目の集会を開催しました。

\*1 札幌の公契約運動については、拙稿「なくそう官製ワーキングプア、進めよう公契約運動」『月刊全労連』第223号(2015年9月号)所収、「札幌の公契約運動から」

なくそう官製ワーキングプア」『経済』第238号(2015年7月号)所収などを参照。  
この間に、札幌の経験をふまえ、旭川で開始した運動——母体は、旭川ワーキングプア研究会(代表・小林史人弁護士)——が結実して、2016年12月に旭川市で理念型の公契約条例が制定されるといった成果がありました。<sup>\*2</sup>

\*2 旭川の運動については、拙稿「旭川市における公契約条例の制定と今後の課題」『北海道自治研究』第576号(2017年1月号)所収を参照。



川村 雅則  
北海学園大学  
教授

ところで、公契約条例は、賃金条項が具体的に設けられた条例と、理念型の条例に大きく分類されます。2009年9月に野田市で初めて条例が制定されてからは9年目を迎えるようになっていますが、条例制定数は、両者で2017年3月時点で計40程度にとどまらず、自治体で起きている問題の深刻さに比して少なくないでしょうか。またここ札幌市に話を限定しても、当時の盛り上がりには比べたら、市民はもちろんのこと、労働界においても、公契約条例への関心は後退しているのではないのでしょうか。

\*3 野口鉄平「公契約条例制定の全国動向について」『北海道自治研究』第582号(2017年7月号) 所収より。

本日は、公契約条例の制定を目指す方々が多く集まっています。今なぜ公契約条例なのかという原点を確認しながら、改めて公契約運動再活性化の契機したいと思います。

### 進む公務リストラと公契約条例の必要性

日本は人口当たりの公務員数が少ない国です。にもかかわらず公務員の削減が進められてきました。ピーク時である1994年から

2016年までの20年超で、地方公務員数は54万人減少しています。

しかしながら福祉などに象徴される通り、公共サービスに対するニーズは逆に増えて、かつ、多様化していますので、正規の公務員を減らした分は、悪条件で非正規公務員を雇うか民間労働者を使うかして穴を埋めることになる。

自治体は今、厳しい状況に立たされている。国からは、行財政改革を推進し、公務員を削減するよう迫られている。公的サービスの産業化、インセンティブ改革、自治体の効率的な運営など「骨太の方針」に掲げられた方針に従い、行財政改革の執行状況を競わされている。その結果として、低賃金の非正規公務員や公共民間労働者が増大している。もちろん、正規の公務員もこの改革による労働条件悪化は免れません。こうした改革への負担を余儀なくされる人たちとも手を携えて公契約運動を進める必要があります。

そう考えるならば、私たちの本日のテーマである公契約条例の制定とは、単に一つの条例を作り上げる——もちろん、これ自体でも大変な作業ですが——にとどまらず、自治体の政策目標を、住民福祉の増進という本来目標に設定し直し、自治体のあるべき姿を取り

戻すたかといえるのではないのでしょうか。

また一方で地方創生が掲げられる今日は、公契約条例を議論する好機ではないでしょうか。労働力不足が進む一方で、地方では、働く場所がない、働き続けられる環境がない、という理由で余所の地域に人が移っている。人口流出の問題です。非正規公務員問題の改善や、自治体発注の仕事の適正化を実現できれば、人口流出を止められるのではないかと。地方では、公務労働が大きなウェイトを占めています。ここをまっとうな働き方にできれば、状況はかなり変わります。いずれにせよ、今こそ公契約条例の制定を、と申し上げたい。何がそこで起きているかを調べるのが運動の出発点である

本日は、全印総連主催の集会なので、これを持ってきました。『広報さっぽろ』です。自治体が発注するこの印刷物の製作には、いったいどのような賃金・労働条件が予定されているのか、また、実際にはどうなっているのか。工事、業務委託、指定管理者、物品調達など、自治体は様々な仕事を民間業者に発注しており、この印刷物の製造もその一つです。そこで起きている現状をまずは調べなければならぬ。『広報さっぽろ』の調査は、

今回の集会には間に合いませんでしたが、近いうちに調査結果をまとめてご報告をしたいと思えます。

この間私たちは、自治体が発注する様々な事業分野で労働者調査を行ってきましたが、ここでは一つだけ紹介します。コスト削減を実現したと評価されていた指定管理者制度——建物施設は自治体が保有するものであるが、運営は、営利非営利を問わぬ民間事業者等が行う制度——では、コスト削減と引き替えに、賃金・労働条件の抑制が起きていました。

つまり札幌市は、行財政改革の一環として指定管理者制度を導入し、4年間で66億円のコスト削減効果を市のパンフレットで強調していたのですが、そこで削られたものには、働く人たちの賃金・労働条件も含まれていたのです。私たちの調査結果を報じた当時の報道でも「市、実態認識に甘さ」と指摘されていました<sup>\*4</sup>が、公契約条例の制定を方針に掲げつつ、行財政コストの削減を誇っていたのは矛盾であったと思います。

\*4 「市の仕事で貧困悲痛 指定管理者の低賃金制度見直しの声も」『北海道新聞』朝刊 2012年9月6日付。

自治体が発注する仕事は文字通り様々なあります。今はウェブサイトでも閲覧できますので、皆さんもぜひ一度自分のマチでどのような仕事が行われているのかチェックをしてみてください。

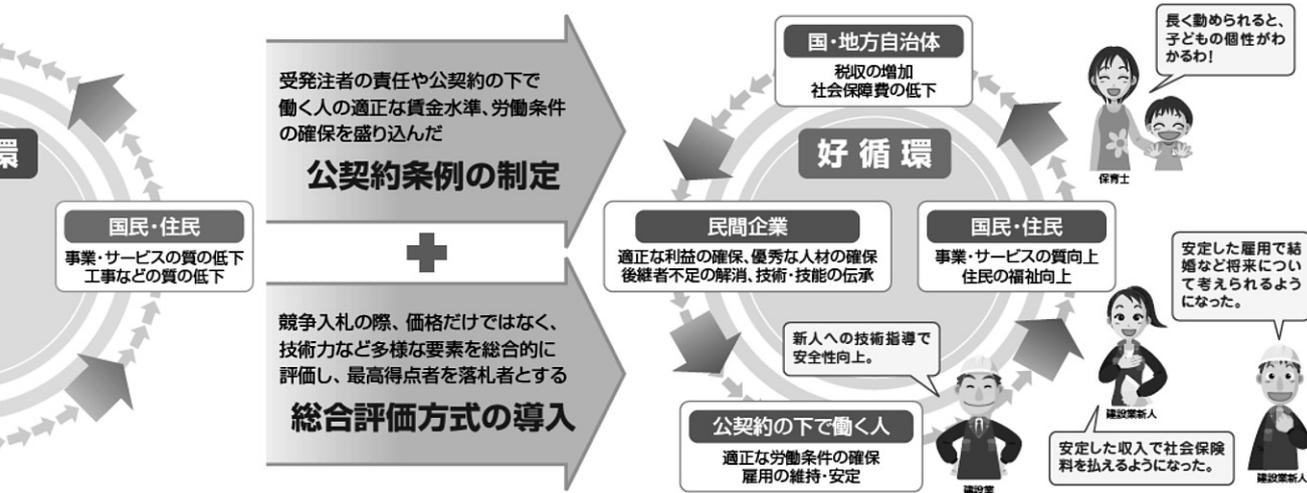
ここで一点強調しておきたいのは、例えば、指定管理者施設には医療・福祉系の施設が少なくない、言い換えれば、医療・福祉系の専門職が多く働いています。しかしその賃金水準は専門職にふさわしいものとは言えぬほど低く、改善が必要です。その意味においては、公契約運動とは、建設労組や自治体労組だけでなく、例えば、医療・福祉労組など、多くの産別労組が関われるし関わるべきものだということです。

公契約条例で何を実現するか、働く人の賃金の底支えで経営・雇用・公共サービスの悪循環状況から好循環状況へ

図表1は公契約の領域で起きている悪循環状況と、公契約条例によって実現が目指される好循環状況を示した図です。

自治体財政の困難、あるいは、積極的な行財政改革を背景に、非常に低い価格で仕事が発注される。すると、その中で競り勝った業者も労働条件を低く設定せざるを得ない。労

図表1 公契約領域の現状・悪循環状況と、公契約条例制定等で期待される好循環状況



出所：連合「公契約条例をつくらうパンフレット」2012年2月22日

働者の定着も技能の伝承も困難となるでしょう。そして、住民にとっても、安かろう悪かろうのサービスが提供されることになる。

自治体にとっても、低賃金労働者が広がることは、担税力、すなわち、住民の税金を納める力の低下を意味しますし、公共サービスの質が低下すればそれはまさに自治体の存在理由に関わってくる、そういう悪循環状況を好循環にしなければなりません。

自治体は住民福祉の増進を存在理由としています。しかしながら一方で、最小の経費で最大の効果を追求しなければならない。自治体が財政難に追い込まれ、しかも、国からの圧力を背景に積極的な行政改革を選択する中で、現在の混乱が生じている。

受発注の価格だけで受託業者を決める価格入札から、「政策入札」に切り替えていこう、最低制限価格制度や低入札価格調査制度をきちんと設けていこう、という流れが少しずつ出てきている。

なお、公契約条例さえ制定すれば右のような好循環が自動的に実現するというわけではもちろんありません。地元業者が置かれた状況や隣接する政策を視野に入れる必要があります。長く運動に携わってきて思うのは、公契約条例を軸にしながら、地域における中小

企業政策や経済政策、産業政策とも連動させていく必要があるのではないかとということです。

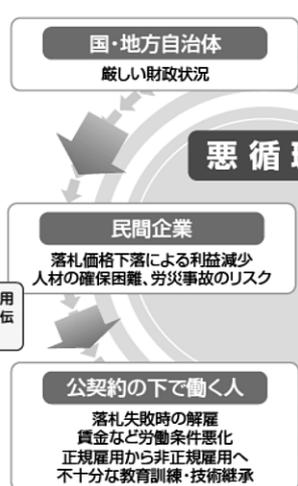
いくら賃金保障が必要か、公契約領域の現状をふまえて

賃金条項付きの公契約条例をイメージした時に、どのくらいの賃金設定が必要でしょうか。非正規雇用が4割に達し、1年以上勤務者で年収200万円未満の民間労働者が1000万人を超えている今日、大きな検討課題です。

このことに関わって静岡県立大学短期大学の部の中澤秀一さんが各地の労働組合と一緒に、最低生計費の調査を行っています<sup>\*5</sup>。具体的には、持ち物調査と価格調査、生活調査を組み合わせて金額をはじき出しています。ここ北海道では道労連の皆さんが調査に協力をされています。

\*5 例えば、中澤秀一「最低生計費調査から見えてきたもの」『月刊全労連』第232号(2016年6月号) 所収を参照。

中澤さんたちのこの試算によれば、単身者の事例ですけども、どこの自治体で行っても



13000〜14000円という数値が示されると言いますから、労働組合がスローガンに掲げる、「今すぐ10000円」はもちろんのこと、目指すべき15000円という水準は支持されます。ちなみに、法定労働時間を使って勤務時間数を月に173・8時間だと仮定した場合、時給10000円であらうじて年間200万円、15000円であらうじて300万円を超える水準に過ぎません。

逆に言えば私たちの課題は、時給10000円/15000円に満たない人たちを「発見」し、労働組合は彼らを組織化し、運動を進めていくことです。公契約領域で働く人たちが非正規公務員と呼ばれる人たちがまさにそこに該当します。

(続く)